

第131号議案

神戸空港条例の一部を改正する条例の件  
神戸空港条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月18日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸空港条例の一部を改正する条例  
神戸空港条例（平成17年4月条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第4条中「午後10時」を「午後11時」に改める。

附 則

この条例は、令和2年3月29日から施行する。

理 由

神戸空港の運用時間を延長するに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸空港条例 ぬきがき

(\_\_\_\_は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(運用時間)

第4条 空港の運用時間は、午前7時から午後10  
時までとする。ただし、市長は、災害、定期便  
の遅延又は空港の施設に係る工事のときその他  
必要があると認めるときは、運用時間を変更す  
ることができる。

時

午後11